

**令和6年度
新宿区立高田馬場創業支援センター
及び
新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者の管理業務に係る事業評価結果**

令和7年10月

新宿区

【 目 次 】

I	評価の目的	2
II	施設の概要	3
III	評価の概要	4
IV	評価結果	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果	5
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果	9
	◎評価資料（指定管理者提出資料）	
1	高田馬場創業支援センター利用状況・事業実績	12
2	新宿消費生活センター分館会議室等利用状況	16
3	管理経費収支状況	18
	◎参考資料	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	19
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	21
3	評価委員名簿及び評価委員会開催実績	23

I 評価の目的

新宿区では、旧シルバー人材センターの跡地を活用し、平成 23 年 10 月に消費者団体の活動支援などの機能の充実を目的とする「新宿区立新宿消費生活センター分館」の移転と併せ、同一建物内に中小企業の新たな創業支援などを行うため「新宿区立高田馬場創業支援センター」を開設しました。創業支援センターでは、オフィススペースの提供だけでなく、常駐する専門の職員が創業に必要な相談や情報提供等を行い、「創業の準備段階」から「経営革新」まで必要なノウハウの習得を支援し、企業家育成を行います。消費生活センター分館では、消費者団体の広報活動を支援するほか、地域住民への消費生活向上のための情報提供や施設の貸し出しも継続的にを行います。

また、両施設の管理運営については一元管理とし、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入することとしました。

これに伴い、区の審査及び区議会の承認を経て、平成 23 年 10 月 1 日から指定管理者による管理を開始し、第 2 期指定管理期間である平成 26 年 4 月 1 日からは有限会社そーほっとが管理業務を行っています。

指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、指定管理者から提出される事業計画書に基づき、区と指定管理者が締結する協定書等で定めており、区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者評価委員会を開催し、管理業務の事業評価を実施しています。

高田馬場創業支援センター及び新宿消費生活センター分館においても、評価の結果を今後の管理業務に反映し、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、令和 6 年度の事業評価を行いました。

Ⅱ 施設の概要

- 1 所在地 新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
(昭和 60 年 11 月築)
- 3 規模 敷地面積 269.29 m²
延床面積 603.52 m² (地下 1 階倉庫等 109.15 m²含む)

階 数	施 設	室 名
3 階 (164.76 m ²)	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室、資料コーナー
2 階 (168.82 m ²)	高田馬場創業支援センター	シェアードオフィス(10 席) 交流スペース、相談室、資料コーナー
1 階 (160.79 m ²)	高田馬場創業支援センター	個室オフィス(2 室)、会議室兼相談室
	新宿消費生活センター分館	グループ活動室

- 4 開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- 5 開館時間 8 : 30 ~ 24 : 00
※新宿消費生活センター分館は 22 : 00 まで
- 6 休館日 年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
- 7 管理業務の概要
 - (1) 施設運営業務
受付・案内業務、庶務事務等
 - (2) 施設管理業務
清掃業務、保安警備業務、各種設備保守点検業務、備品管理業務等
 - (3) 高田馬場創業支援センターに関する業務
産業に関する情報の収集及び提供、創業支援等の専門職員による面接・指導業務、専門家相談・セミナー開催等による創業支援事業等
 - (4) 新宿消費生活センター分館に関する業務
消費生活に関する情報の収集及び提供、分館施設の利用承認事務、利用料金の収納事務、消費者団体の活動支援等

Ⅲ 評価の概要

評価は、「新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」及び「新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会

2 評価委員会の構成

5名（外部有識者等3名、内部委員2名）

新宿区産業コーディネーター（大学教授）、中小企業診断士、新宿消費生活センター分館利用団体代表、文化観光産業部文化観光課長、文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長

3 評価項目

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された令和6年度事業報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会開催当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答によって評価を行いました。

5 評価方法

評価は、各委員が個別評価及び総合評価を行い、評価の平均値を踏まえ、区が全体評価を決定しました。評価の基準は、次のとおりとしています。

総合評価の平均値	全体評価の評価基準
3.5以上	4 優良
2.5以上 3.5未満	3 良
1.5以上 2.5未満	2 適当
1.0以上 1.5未満	1 課題あり

Ⅳ 評価結果

1 新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり区が決定しました。

評 価 項 目	評価
(1) 施設の運営に関すること	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.7
(4) 管理運営経費に関すること	2.2
(5) 事業に関すること	2.9
総 合 評 価	2.6
全 体 評 価	3 (良)

- ・評価の見方 4：優良 3：良 2：適当 1：課題あり
- ・全体評価欄は総合評価欄の数値を下記基準により全体評価として記載
 - 3.5以上 → 4：優良
 - 2.5以上3.5未満 → 3：良
 - 1.5以上2.5未満 → 2：適当
 - 1.0以上1.5未満 → 1：課題あり

(参考) 各委員の評価

委 員 評価項目	A	B	C	D	E	平均
(1) 施設の運営に関すること	2.1	2.4	2.6	2.6	3.0	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.3	2.7	2.3	2.5	2.8	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.7	3.0	2.3	2.7	3.0	2.7
(4) 管理運営経費に関すること	2.0	2.5	2.0	2.0	2.5	2.2
(5) 事業に関すること	3.0	3.0	2.5	3.0	3.0	2.9
総合評価	2.4	2.7	2.3	2.6	2.9	2.6

項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

利用者の年間平均入所率は 90.4%と高い水準を維持するとともに、更に利用終了者 20 名のうち創業者は 16 名となり、事業計画目標の 10 名を上回る結果であった。職員は事業計画に基づき、円滑に事業運営できるよう、適正な職員体制（常時 2 名以上配置。うち 1 名以上は正規職員）で業務にあたっており、また、区との連絡調整については、毎月定例会議を開催するほか、利用状況や事業の実施状況、施設管理状況等を随時情報共有するなど、適切に対応していたことを確認した。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

オンライン会議用のマイクやスピーカーの備品を配備するなど、利用者からの意見や要望に適切に対応を講じていた。また、利用者への対応・接遇については、OJT の実施等により接遇力の向上に努めており、職員の対応についての利用者アンケートでは 95.3%が「良い」との回答であり、「親切に対応してもらえる」「親身に相談に乗ってくれる」といった意見が寄せられていた。

個人情報保護の取扱い・管理については、個人情報保護マニュアルにより関係法令等を遵守した個人情報管理体制を構築し、データにパスワードを設定する、文書は施錠できるキャビネットに保管するなど、適切な対応が図られており、新宿区による立入調査においても適正に管理されていたことを確認した。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（2.7点）】

事業計画に基づき施設・設備の日常的な確認と定期的な点検を実施していた。また、施設の清掃・整理整頓についての利用者アンケートでは90.7%が「良い」と回答しており、「いつも綺麗で清潔」といった意見が寄せられていたことを確認した。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（2.2点）】

支出関係の帳票類についてダブルチェックを徹底するなど、会計管理は適正に行われていた。また、見積もり合わせによる購買先の選定やチラシの自主制作等、経費節減に取り組んでいたことを確認した。

⑤ 事業に関すること

高田馬場創業支援センターの事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（2.9点）】

事業計画書に基づき、創業相談（月4回）、創業セミナー（年5回）、創業スクール（年2回）、利用者交流会（毎月）など、計画した事業を適切に実施していた。創業セミナー等の企画事業については、対象者のニーズを捉えたテーマを選定し、チラシ配布やSNS、ホームページなどで参加者を広く募り集客に努めていた。

また、補助金や融資等の情報を日常的に収集し、利用者や相談者に対して、迅速かつ効果的な提供に努め、事業支援を的確に実施していたことを確認した。

⑥ 全体評価

令和6年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「2.6」となりました。また、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき事業の実施・サービス向上に努めており、施設は良好に運営されていた。利用者アンケートでは、「職員の対応（良い：95.3%）」「施設の清掃・整理整頓（良い：90.7%）」「事業相談への対応（良い：88.4%）」など各項目において高い評価を得ており、利用者のニーズを機微に把握し、施設運営に活かしていることが伺える。また、利用終了者20名のうち創業者は16名となり、事業計画目標の10名を上

回り、多くの創業者の創出につなげている。

今後も社会情勢の変化に柔軟に対応し、創業者数の増と区内定着に向け、引き続き、きめ細かな支援を期待する。

2 新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり区が決定しました。

評 価 項 目	評価
(1) 施設の運営に関すること	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.7
(4) 管理運営経費に関すること	2.3
(5) 事業に関すること	2.8
総 合 評 価	2.5
全 体 評 価	3 (良)

- ・評価の見方 4：優良 3：良 2：適当 1：課題あり
- ・全体評価欄は総合評価欄の数値を下記基準により全体評価として記載
 - 3.5以上 → 4：優良
 - 2.5以上3.5未満 → 3：良
 - 1.5以上2.5未満 → 2：適当
 - 1.0以上1.5未満 → 1：課題あり

(参考) 各委員の評価

委 員 評価項目	A	B	C	D	E	平均
(1) 施設の運営に関すること	2.0	2.4	2.6	2.6	2.9	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.3	2.5	2.2	2.5	2.8	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.7	3.0	2.3	2.7	3.0	2.7
(4) 管理運営経費に関すること	2.0	2.3	2.0	2.3	2.7	2.3
(5) 事業に関すること	3.0	3.0	3.0	2.0	3.0	2.8
総合評価	2.4	2.6	2.4	2.4	2.9	2.5

項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

施設運営は、事業計画に従って適切に行われていた。稼働率は会議室が39.98%（目標59.5%）、調理室が35.04%（目標33.9%）で、調理室については目標を達成した。学生や外国人など新たな利用者層の利用が増加している。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

概ね良好であり、丁寧な対応と利用者への要望に的確に対応できている。利用者アンケートや利用者懇談会を実施するほか、日常的なコミュニケーションを重視し、利用者からあがる意見や要望の把握に迅速に対応した。また、指定管理者自らが施設を利用することで、利用者目線で体感し、設備の利便性の向上に努めている。

個人情報については、データにパスワードを設定する、文書は施錠できるキャビネットに保管するなど適切な対応を行っていた。また、新宿区による立入調査においても指摘事項はなかった。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（2.7点）】

施設・設備の日常的な確認と定期的な点検を実施しており、適切に維持管理が行われていた。また、館内の清掃・整理整頓についての利用者アンケートでは90.7%が「良い」と回答しており、「いつも綺麗で清潔である」「衛生的」といった意見が寄せられた。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「目標の達成」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（２．３点）】

令和６年度は予算達成とはならなかったが、利用料収入金額は増加した。また、会計処理は適正に実施された。

省エネ対策の実施、チラシを自作するなど職員で対応することにより経費削減に努めていた。

⑤ 事業に関すること

新宿消費生活センター分館の事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（２．８点）】

事業計画に基づき、適切に事業は実施されていた。企画事業では、区民の興味を引く企画を立て、従来あまり利用のない層からの申込みが多くあり、多くの区民に消費生活センター分館の周知、利用促進が行われた。

⑥ 全体評価

令和６年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「２．５」となりました。また、全体評価は、評価基準（２．５以上３．５未満→３：良）に照らし、「３：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき管理業務は適切に行われていた。学生や外国人などの新規利用者を獲得したことで、調理室の稼働率は目標を達成した。また、効果的な企画事業を実施し、消費生活センター分館の利用促進を行った点は評価できる。

引き続き、ホームページだけではなく、センターの認知度、利用者を増やすための情報発信を強化し、特に学生に向けた利用につながる広報活動の強化を期待する。また、会議室や調理室の稼働率の向上と合わせて、利用者サービスの維持及び向上について、十分に対策を構築いただきたい。

◎評価資料（指定管理者提出資料）

1 高田馬場創業支援センター利用状況・事業実績

(1) 高田馬場創業支援センター利用実績

(単位：人)

年度	利用申請者数	利用承認者数	退所者数	退所者内訳			年度末利用者数
				創業	経営改善	断念等	
23	17	15	1	0	0	1	14
24	26	24	8	7	0	1	30
25	14	13	16	6	4	6	27
26	21	19	22	11	7	4	24
27	14	12	15	7	3	5	21
28	14	11	17	15	1	1	15
29	16	13	7	7	0	0	21
30	17	16	14	12	0	2	23
元	20	19	11	10	0	1	31
2	11	11	12	7	1	4	30
3	23	23	21	18	0	3	32
4	11	11	18	14	0	4	25
5	22	22	20	20	0	0	27
6	21	20	20	16	0	4	27
計	247	229	202	150	16	36	

(2) 創業者等内訳

(単位：人)

区分	創業	経営改善	計
区内	102	9	111
区外	48	7	55
計	150	16	166

(平成 23 年 10 月からの累計、令和 7 年 3 月 31 日現在)

(3) シェアードオフィス等利用実績

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
延べ利用者数(人)	176	143	129	129	135	100	115	81	60	110	88	84	1,350
開設日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
1 日当たり利用者数(人)	5.9	4.6	4.3	4.2	4.4	3.3	3.7	2.7	2.1	3.9	3.1	2.7	3.7 (平均値)

(4) 創業相談デスク（個別相談会）の事業実績

83 回実施

(5) 創業セミナーの事業実績

開催日	事業名	ゲスト	参加人数
9 月 8 日	知っておきたい「はじめての会社設立」	アップシード法務事務所 代表司法書士 千葉 将人氏	14
12 月 12 日	金融機関の担当者に聞ける！融資につながる創業計画書の作り方	株式会社 MM コンサルティング 代表 上野 光夫氏	15
2 月 8 日	スモールビジネス向け金融のプロに聞く。創業融資のポイントとコツ	日本政策金融公庫 新宿支店 融資第二課 融資第二課長 吉原 慎一氏 上席課長代理 小早川 一郎氏 課長代理 東谷 侑哉氏 課長代理 上堀内 沙記氏	20
2 月 16 日	多様な人材の活用方法と雇用契約について学ぶ！～一緒に働きたい人を自社へどう迎え入れるか～	東京圏雇用労働相談センター相談員／弁護士 佐藤 省吾氏	14
2 月 22 日	創業前にしっておきたい”創業のいろは”～堅実に創業するために必要なこと～	(講師) エフ・ブルーム株式会社 代表取締役/中小企業診断士 大江 栄氏 (ゲスト) 建築業を本気でよくする株式会社 代表取締役 黒田 実緒氏 株式会社ラヴィーニュ 代表取締役 池田 三香子氏	12

(6) 創業スクールの事業実績

区分	開催日	テーマ	担当講師	参加人数
第1回	8月31日 (1日目)	経営	Pestalozzi Technology 株式会社 代表取締役 井上 友綱氏	10
	9月7日 (2日目)	財務	建設業を本気で良くする株式会社 代表取締役 黒田 実緒氏	10
	9月14日 (3日目)	人材 育成	株式会社 Catch Ball 代表取締役 越坂部 忠生氏	10
	9月21日 (4日目)	販路 開拓	NPO 法人 Startup Weekend ファシリテーター 李 東烈氏	10
第2回	3月9日 (1日目)	経営	株式会社ケアウィル 代表取締役 笈沼 清紀氏	10
	3月16日 (2日目)	財務	株式会社 Space Robotics 代表取締役 上野 健弥氏	9
	3月23日 (3日目)	人材 育成	甘露治療院 院長 向井 舞子氏	9
	3月30日 (4日目)	販路 開拓	NPO 法人 Startup Weekend ファシリテーター 李 東烈氏	9

(7) 利用者交流会の事業実績

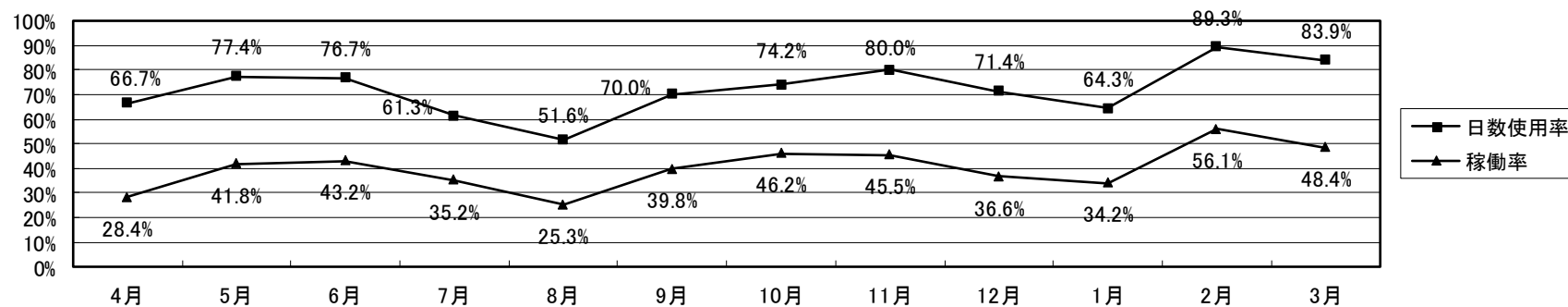
区分	開催日	参加 人数	内訳		
			利用者	OB	その他
第1回	4月30日	11	4	7	－
第2回	5月28日	7	1	5	1
第3回	6月19日	11	7	3	1
第4回	7月30日	11	8	2	1
第5回	8月27日	11	5	6	－
第6回	9月24日	12	5	7	－
第7回	10月23日	11	5	4	2
第8回	11月26日	8	3	4	1
第9回	12月17日	6	1	5	－
第10回	1月27日	17	8	8	1
第11回	2月19日	8	6	1	1
第12回	3月26日	11	5	4	2

2 新宿消費生活センター分館会議室等利用状況

(1) 会議室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
使用日数 (B)	20	24	23	19	16	21	23	24	20	18	25	26	259
日数使用率 (%) (B/A)	66.67%	77.42%	76.67%	61.29%	51.61%	70.00%	74.19%	80.00%	71.43%	64.29%	89.29%	83.87%	72.14%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1,053
使用区分数 (C)													
午前	3	7	10	7	4	9	12	6	6	4	14	12	94
午後	12	19	16	15	11	14	18	17	14	13	20	20	189
夜間	10	12	12	10	8	12	12	17	10	11	12	12	138
稼働率 (%) (C/D)	28.41%	41.76%	43.18%	35.16%	25.27%	39.77%	46.15%	45.45%	36.59%	34.15%	56.10%	48.35%	39.98%
延べ利用者数 (人)	302	495	492	440	307	478	514	551	497	352	609	535	5,572

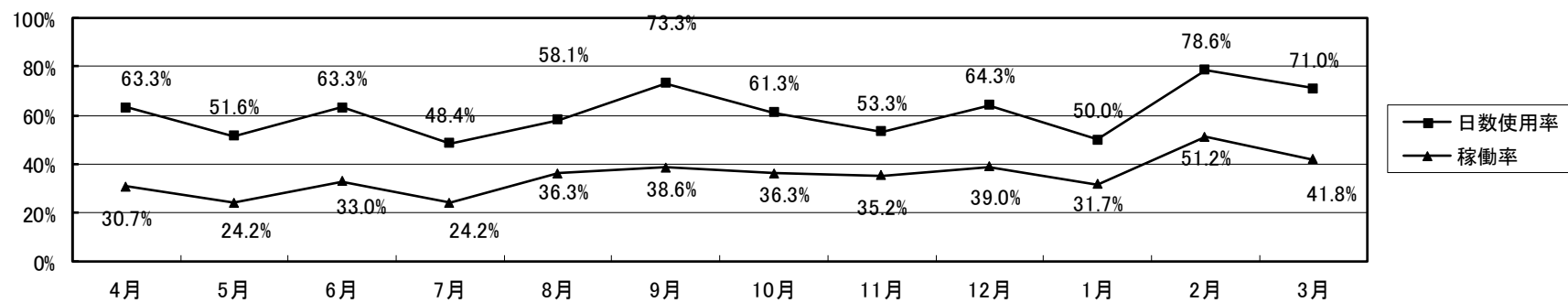
(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



(2) 調理室兼商品テスト室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
使用日数 (B)	19	16	19	15	18	22	19	16	18	14	22	22	220
日数使用率 (%) (B/A)	63.33%	51.61%	63.33%	48.39%	58.06%	73.33%	61.29%	53.33%	64.29%	50.00%	78.57%	70.97%	61.28%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1,053
使用区分数 (C)	27	22	29	22	33	34	33	31	32	26	42	38	369
	午前	2	3	3	4	9	8	10	8	9	6	12	87
	午後	11	9	13	9	16	14	12	11	15	11	16	153
	夜間	14	10	13	9	8	12	11	12	8	9	9	129
稼働率 (%) (C/D)	30.68%	24.18%	32.95%	24.18%	36.26%	38.64%	36.26%	35.23%	39.02%	31.71%	51.22%	41.76%	35.04%
利用者数 (人)	502	412	415	263	499	417	479	445	453	412	602	499	5,398

(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



3 管理経費収支状況

(単位：円)

項目		予算額	収入済額	差引	内訳
収入項目	施設利用料金収入	1,624,000	1,398,350	▲225,650	新宿消費生活センター分館
	会議室利用料	930,500	593,250	▲337,250	
	調理室利用料	448,500	533,600	85,100	
	付帯設備利用料	245,000	271,500	26,500	
	企画事業収入	210,000	140,912	▲69,088	高田馬場創業支援センター
	コピー・プリンタ利用料	120,000	86,812	▲33,188	
	交流会等参加費	90,000	54,100	▲35,900	
	指定管理料収入	62,725,600	62,713,107	▲12,493	
	指定管理料	62,425,600	62,425,600	0	
	修繕費	300,000	287,507	▲12,493	
収入合計(A)		64,559,600	64,252,369	▲307,231	

項目		予算額	支出済額	差引	内訳
支出項目	人件費等	34,689,600	30,751,244	3,938,356	施設長、創業担当職員、消費担当職員、施設管理担当職員、アルバイト職員、社保など
	管理費	18,420,000	15,641,262	2,778,738	事務・施設に関する消耗品、新聞・書籍、印刷費、コピー機に関するトナー、リース料(複合機、給茶機)、通信費、修繕費、日常・定期清掃、保守点検、機械警備、ネットワーク保守、壁面緑化維持管理、電気、ガス、水道など
	事務経費等	11,450,000	9,794,845	1,655,155	保険料、租税公課、法人本部管理費、(税理士・社労士費など)、企画事業費、福利厚生費、支払手数料
支出合計(B)		64,559,600	56,187,351	8,372,249	

差引収支 (C) = (A) - (B)	8,065,018
-------------------------	-----------

◎参考資料

参考資料 1

新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する
要綱

平成 26 年 6 月 11 日

26 新地産産第 647 号

一部改正地域文化部長決定

平成 28 年 3 月 18 日

27 新地産産第 2842 号

一部改正地域文化部長決定

令和 2 年 6 月 1 日

2 新文産産第 1043 号

一部改正文化観光産業部長決定

令和 3 年 4 月 1 日

3 新文産産第 1369 号

一部改正文化観光産業部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、新宿区立高田馬場創業支援センター（以下「創業支援センター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（評価委員会の設置）

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする創業支援センターの事業評価を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

（1）外部有識者等 3 名

（2）内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 各委員は、創業支援センターの指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価を行うものとする。評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設の運営に関する事

(2) 利用・サービスに関する事

(3) 施設・設備の管理に関する事

(4) 管理運営経費に関する事

(5) 事業に関する事

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部産業振興課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価
に関する要綱

26 新地消消第 383 号 平成 26 年 6 月 11 日 地域文化部長決定
改正 28 新文消消第 79 号 平成 28 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 2 新文消消第 224 号 令和 2 年 6 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 3 新文消消第 14 号 令和 3 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立新宿消費生活センター分館（以下「消費生活センター分館」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする消費生活センター分館の事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 各委員は、消費生活センター分館の指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価

を行うものとする。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

3 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部消費生活就労支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

評価委員名簿及び評価委員会開催実績

1 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館 指定管理者評価委員会委員

役 職	氏 名	備考
学識経験者等（新宿区産業コーディネーター、日本大学 経済学部 教授）	金子 憲	委員長 （互選による）
学識経験者等 （新宿区中小企業診断士会 会長）	平山 薫	
学識経験者等 （新宿区消費者団体連絡会 副会長）	小野 清	
内部委員 （文化観光産業部文化観光課長）	神崎 章	
内部委員 （文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長）	廣井 孝年	

2 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館 指定管理者評価委員会の開催実績

(1) 日時 令和7年7月15日（火）午後3時～5時

(2) 場所 新宿区立新宿消費生活センター分館 3階会議室

(3) 出席者

評 価 委 員 金子委員、平山委員、小野委員、神崎委員、廣井委員
 指定管理者 有限会社そーはっと（事業説明及び質疑応答のため）
 事 務 局 産業振興課、消費生活就労支援課

(4) 内容

- ① 評価方法等概要説明
- ② 指定管理者による事業説明
- ③ 主管課の意見説明
- ④ 指定管理者との質疑応答
- ⑤ 各評価委員による評価
- ⑥ 施設所管課による各委員の評価の取りまとめ